

特定非営利活動法人 天童地区学童保育協会

会員規約

(目的)

第1条 特定非営利活動法人天童地区学童保育協会（以下「法人」という。）は、定款第6条の定めるところにより、会員がこの法人の運営及び事業に対し有する権利及び義務の詳細を明確にするため本規約を定める。

(会員の定義)

第2条 本規約にて用いる会員とは以下に記載するすべての会員の総称とする。

- 2 正会員とは、この法人の目的に賛同し、会員規約に定める年会費を納め、この法人の運営に積極的に参画する個人及び団体の会員をいい、特定非営利活動促進法上の社員とする。
- 3 賛助会員とは、この法人の目的に賛同しこの法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体とする。

(入会申し込み)

第3条 入会の申し込みは、理事長が別に定める入会申込書に必要事項を記入し、理事長に提出する。

(入会の成立)

第4条 入会は、前条に定める入会申し込みを当法人理事会が承認して成立する。

(入会の拒否)

第5条 当法人理事会は、入会申込者が次の各号に該当する場合は、入会を認めない。

- (1) 入会申込書に偽名等の虚偽の事項を記載した場合
- (2) 入会申込者が本規約に同意しない場合
- (3) その他、前号に準ずる場合で、当法人が入会を適当でないと判断した場合

(会員資格有効期間)

第6条 会員資格有効期間は、当法人の事業年度とする。

- 2 会員資格有効期間の起算日は、当法人が入会申込書を受け付け、入会を承認した日とする。
- 3 前項に定める有効期間は、会員又は当法人から申し出がない限り、満了の日の翌日から1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(会員の権利)

第7条 正会員は、総会における議決権を有し、活動及び事業に参画するとともに、情報提供及び情報交換の場に参画できる。

- 2 正会員以外の会員は、総会における議決権を有しないが、活動及び事業に参加するとともに、情報提供及び情報交換の場に参画できる。

(会員の資格停止)

第8条 当法人は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、理事会の議決をもって当該会員に対し事前に通告することなく、当該会員の資格を停止することがある。この場合には、当法人は、当該会員に対し、支払い済みの会費等の金員を返還しないこととする。

- (1) 会費が支払われないとき
- (2) 内外の諸法令又は公序良俗に反する行為をおこなったとき
- (3) 当法人、他の会員又は第三者の財産、プライバシーを侵害した場合
- (4) 当法人、他の会員又は第三者を誹謗中傷する情報を流したとき
- (5) 入会申込書に虚偽の事項を記載したことが判明したとき
- (6) 当法人の名誉と信用を失墜させる行為があったとき
- (7) この会員規約に違反した場合
- (8) その他、当法人が会員として不相当と判断した場合

(会員資格の継続)

第9条 当法人は、事業年度末までに継続のための案内を会員に通知する。

2 会員資格は、会費の払い込みが当法人に確認されることをもって継続されるものとする。

(会費)

第10条 定款第8条による会費は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 年会費 1,000 円
- (2) 賛助会員 個人 年会費 1 口 1,000 円以上
団体 年会費 1 口 5,000 円以上

(損害賠償)

第11条 会員が本規約及び本規約に基づく諸規則に反し、又はそれに類する行為によって当法人が損害を受けた場合、当該会員に対し、当法人が受けた損害の賠償を請求することがある。

2 会員資格が解除された場合においても前項の規定は継続する。

(規約の改正)

第12条 当法人は、円滑な運営のために必要と判断される場合、理事会の議決を経て、本規約を変更することができる。

附則

1 本規約は、令和6年6月1日より施行する。